ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約約款
（ビジネスコミュファ光テレビ）

２０２６年１０月１日

中部テレコミュニケーション株式会社

目　次

第１章　総則
　第１条（約款の適用）
　第２条（約款の変更）
　第３条（用語の定義）
第２章　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの種類等
　第４条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの種類等）
第３章　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域
　第５条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域）
第４章　契約
　第６条（契約の単位）
　第７条（映像用回線終端装置の設置）
　第８条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス区域）
　第９条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の方法）
　第 10 条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の承諾）
　第 11 条（契約内容の変更）
　第 12 条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用の一時中断）
　第 13 条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用権の譲渡禁止）
　第 14 条（契約者が行うビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除）
　第 15 条（当社が行うビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除）
　第 16 条（利用回線の提供ができなくなった場合の措置）
　第 17 条（その他の提供条件）
第５章　利用中止等
　第 18 条（利用中止）
　第 19 条（利用停止）
第６章　通信
　第 20 条（通信の条件）
　第 21 条（通信利用の制限等）
第７章　料金等
　第 22 条（料金及び工事等に関する費用）
　第 23 条（利用料金の支払義務）
　第 24 条（工事費の支払義務）
　第 25 条（債権の譲渡）
　第 26 条（料金の計算方法等）
　第 27 条（割増金）
　第 28 条（延滞利息）
第８章　保守
　第 29 条（契約者の維持責任）

第 30 条（契約者の切分責任）
第 31 条（修理又は復旧の順位）
第９章　損害賠償
第 32 条（責任の制限）
第 33 条（免責）
第 10 章　雑則
第 34 条（承諾の限界）
第 35 条（利用に係る契約者の義務）
第 36 条（契約者に係る情報の利用）
第 37 条（法令に規定する事項）
第 38 条（閲覧）

別記
１　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域
２　契約者の地位の継承
３　契約者の氏名等の変更
４　新聞社等の基準
５　電気通信設備の設置場所の提供等
６　自営端末設備の接続
７　自営端末設備に異常がある場合等の検査
８　自営電気通信設備の接続
９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
10　当社の維持責任
11　技術資料の項目
12　管轄裁判所
13　情報提供

別表
料金表
通則
第１表　料金
第２表　工事に関する費用
附則

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、このビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

２　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の２の３第２項第１号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ビジネスコミュファ光テレビ放送サービス契約約款	当社が別に定めるビジネスコミュファ光テレビ放送サービス契約約款
ビジネスコミュファ光テレビ放送サービス	ビジネスコミュファ光テレビ放送サービス契約約款に定めるビジネスコミュファ光テレビ放送サービス
ビジネスコミュファ光テレビ放送契約	当社からビジネスコミュファ光テレビ放送サービスの提供を受けるための契約
ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス	映像通信網サービスであって、ビジネスコミュファ光テレビ放送サービスの放送受信設備（信号安定設備を含みます）からの着信のために提供するもののうち利用回線を使用して提供するもの
ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約	当社からビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社とビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を締結している者
ビジネスコミュファ光テ	ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の申込み

レビ伝送申込	
ビジネスコミュファ光ネットサービス契約約款	当社が別に定めるビジネスコミュファ光ネットサービス契約約款（ビジネスコミュファギガ／ビジネスコミュファギガプラス）
利用回線	ビジネスコミュファ光ネットサービスの契約者回線(ただし、契約者回線の終端を設置する建物が集合住宅（一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の住宅のこととします。以下同じとします。）である場合又は集合住宅に類する場合で、当該契約者の放送受信設備が共同で設置されている場合を除きます。)であってビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に係るもの
利用回線等	（１）利用回線 （２）当社が必要により設置する電気通信設備
映像通信網	通常70MHzから770MHzまで及び1032MHzから2681MHzまでの周波数帯域の映像並びに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備 （送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
映像通信網サービス	映像通信網を使用して行う電気通信サービス
映像用回線終端装置	利用回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに関する業務を行う当社の事業所
サービス取扱所	（１）ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 （２）当社の委託によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款	当社が別に定めるビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
ビジネスコミュファ光電話サービス	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款に定めるビジネスコミュファ光電話サービス
ビジネスコミュファ光電話契約	当社からビジネスコミュファ光電話サービスの提供を受けるための契約
技術基準等	端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）及び端末設備等の接続の技術的条件
利用の一時中断	ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用権	契約者がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づいて、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの

	提供を受ける権利
サービスを全く利用できない状態	ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの種類等

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの種類等）

第４条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスには、次の種類があります。

種　類	内　容
ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス	映像通信網及び利用回線を使用して映像並びに映像に付随する音響の伝送を行うサービス

第３章　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域）

第５条　当社のビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスは、別記１に定める提供区域において提供します。

第４章　契約

（契約の単位）

第６条　当社は、利用回線１回線ごとに１のビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を締結します。この場合、契約者は、１のビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約につき１人に限ります。

（映像用回線終端装置の設置）

第７条　当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に映像用回線終端装置を設置し、これを利用回線の終端とします。

２　当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

３　当社は、第１項により当社が設置する映像用回線終端装置を料金表第１表（料金）に定めるところにより提供します。

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス区域）

第８条　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところによりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス区域を設定します。

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の方法）

第９条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約手続を行っていただきます。

（１）利用回線の品目等

（２）利用回線の終端の場所

（３）その他ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の内容を特定するための事項

２　ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込を行うことができる者は、当社と利用回線に係る契約及びビジネスコミュファ光電話契約を締結し（ビジネスコミュファ光電話契約に係る申込みを含みます。）、同時にビジネスコミュファ光テレビ放送契約に係る申込みを行う者に限ります。

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の承諾）

第 10 条　当社は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（１）第９条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の方法）第２項に該当しないとき。

（２）契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

（３）ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。

（４）ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込をした者がビジネスコミュファ光テレビ伝

送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

（５）その他ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

（契約内容の変更）

第 11 条　当社は、契約者から請求があったときは、第９条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の方法）第１項に規定する契約内容の変更を行います。

２　当社は、前項の請求があったときは、第９条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の方法）第２項及び第 10 条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用の一時中断）

第 12 条　当社は、契約者から請求があったとき（その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した映像用回線終端装置を移動又は取り外すときに限ります。）は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用の一時中断（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス伝送に係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合、契約者は、利用の一時中断又は再開を希望する日の１４日前までに利用の一時中断又は再開の請求を行う必要があります。

（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用権の譲渡禁止）

第 13 条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用権は、譲渡することはできません。

（契約者が行うビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除）

第 14 条　契約者は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の１４日前までにサービス取扱所に通知していただきます。

２　前項により、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

３　契約者は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除をするときは、料金表第２表（工事に関する費用）に定める工事費を支払うものとします。

（当社が行うビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除）

第 15 条　当社は、次の場合には、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除することがあります。

（１）第 19 条（利用停止）の規定によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
（２）前号の規定にかかわらず、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 19 条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当するとき。
２　当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除します。
（１）利用回線について、その契約がの解除になったときとき又は利用回線以外のものへの変更があったとき。
（２）利用回線が、移転等によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域外となったとき。
（３）ビジネスコミュファ光テレビ放送契約又はビジネスコミュファ光電話契約が解除されたとき。
３　当社は、前二項の規定により、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。
４　契約者は、当社が本条第１項、第２項の規定によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除をするときは、料金表第２表（工事に関する費用）に定める工事費を支払うものとします。
５　契約者は、当社が指定する者が当社設備等の撤去等を行うために、契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

（利用回線の提供ができなくなった場合の措置）
第 16 条　当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により利用回線の提供ができなくなった場合は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除することがあります。
２　当社は、前項の規定により、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

（その他の提供条件）
第 17 条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件については、別記２、３、５、６、７、９、12 及び 13 に定めるところによります。

第５章　利用中止等

（利用中止）

第 18 条　当社は、次の場合には、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を中止することがあります。

（１）当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。

（２）第 21 条（通信利用の制限等）の規定により、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を中止するとき。

（３）利用回線の利用中止を行なったとき。

２　当社は、前項の規定によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページへの掲示又は電子メールの送信により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 19 条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６ヶ月以内で当社が定める期間（（１）の場合は、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの料金及び工事等に関する費用が支払われるまでの間）、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。

（１）ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの料金及び工事等に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）当社と契約を締結している又は締結していた他の利用回線等に係る契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（３）第 35 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

（４）当社の承諾を得ずに、利用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

（５）利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。

（６）前各号のほか、この契約の規定に違反する行為であってビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

３　契約者は、当社が第１項の規定によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用停止するときは、料金表第２表（工事に関する費用）に定める工事費を支払うも

のとします。

第６章　通信

（通信の条件）

第20条　契約者は、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに係る通信について、その利用回線に対して１のビジネスコミュファ光テレビ放送サービスからの通信を行うことができます。

（通信利用の制限等）

第 21 条　契約者は、その利用回線に係るビジネスコミュファ光ネットサービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

第７章　料金等

（料金及び工事等に関する費用）

第 22 条　当社が提供するビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの料金は、利用料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

３　ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込に基づき、当社が当該ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの工事を完了した日をビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供を開始した日とします。

（利用料金の支払義務）

第 23 条　契約者は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づいて、当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供を開始した日から起算して、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に定める利用料金を支払っていただきます。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金（そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）の支払いは、次によります。

（１）第 12 条（ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用の一時中断）の規定又は第 19 条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、１の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大１２料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

（２）前号のほか、契約者は、次の場合を除き、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合（２欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスについての利用料金（一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。）。
２　当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時

態が生じたとき。	間に対応するそのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスについての利用料金

３　当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

４　第２項の規定に係わらず、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第 24 条　契約者は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

第 25 条　当社は、この契約の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

（料金の計算方法等）

第 26 条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第 27 条　契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の２倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 28 条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年１４．５％の割合（閏年についても３６５日当たりの割合と

します。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第８章　保守

（契約者の維持責任）

第 29 条　契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 30 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

３　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（修理又は復旧の順位）

第 31 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第１順位又は第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
１	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
２	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記４に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

第９章　損害賠償

（責任の制限）

第 32 条　当社は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第１表（料金）に規定する利用料金（そのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

４　当社の故意又は重大な過失によりビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供をしなかったときは、第１項及び第２項の規定は適用しません。

５　第１項及び第２項の規定にかかわらず､損害賠償の取扱いについて料金表第１表(料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

第 33 条　当社は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この契約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

第１０章　雑則

（承諾の限界）

第 34 条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 35 条　契約者は次のことを守っていただきます。

（１）当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその利用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。

（２）通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

（３）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（４）当社にビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

（５）契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

（６）当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

２　契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（注）亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装　置　種　別	費用の額 （１装置・１回につき）
映像用回線終端装置	２１，０００円（２３，１００円）

（契約者に係る情報の利用）

第 36 条　当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（法令に規定する事項）

第 37 条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供又は利用にあたり、別記６から 10 の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（閲覧）

第 38 条　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

２　当社は、当社が指定するサービス取扱所において、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスを利用する上で参考となる、別記 11 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

３　当社は、この契約において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

別記

1　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域

ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県

2　契約者の地位の承継

（１）相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

3　契約者の氏名等の変更

（１）契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）（１）の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

（３）契約者が（１）の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4　新聞社等の基準

区　分	基　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が一の題号について８，０００部以上であること。
2　放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

５　電気通信設備の設置場所の提供等

（１）利用回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

（２）当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

（３）契約者は、利用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

６　自営端末設備の接続

（１）契約者は、その利用回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第１項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が電気通信事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）契約者は、工事担任者規則（昭和６０年郵政省令第２８号。以下「工事担任者規則」といいます。）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

（６）契約者がその自営端末設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。

（７）契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

７　自営端末設備に異常がある場合等の検査

（１）当社は、利用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）（１）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。

（３）（１）の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を利用回線等から取り外していただきます。

８　自営電気通信設備の接続

（１）契約者は、その利用回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。

（３）当社は、（２）の承諾にあたっては、事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合には、この限りではありません。

（６）契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（５）の規定に準じて取り扱います。

（７）契約者は、その利用回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記７（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

11　技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
（１）　物理的条件
（２）　電気的条件
（３）　論理的条件

12　管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

13　情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

別　　表

別表　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスにおける基本的な技術的事項

ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15形F型コネクタ （JEITA RC-5223A準拠）	ディジタル映像信号 70MHz～770MHz 及び 1032MHz～2681MHz	ディジタル映像信号 81.0dBμV以上 OFDM変調 64QAM変調 TC8PSK変調 QPSK変調 BPSK変調 16APSK変調

料　金　表

料金表

通　則

（料金の計算方法等）

１　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの料金及び工事に関する費用は、このビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

２　当社は、契約者がそのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき支払う料金を料金月（１の暦月の起算日（当社がビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

３　当社は、契約者がそのビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）は暦月に従って計算します。

４　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの提供の開始があったとき（当該月に、その提供の廃止があったときは除きます。）は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。

５　ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があったときは、その解除をした日の前日（解除をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除の当日とします。）を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。

６　当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

（１）暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（２）第２４条（利用料金の支払義務）第２項第２号の表の規定に該当するとき。

７　５の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 23 条（利用料金の支払義務）第２項第２号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

８　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、２に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

９　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

10　契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。

11　契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って

支払っていただきます。

（料金の一括後払い等）

12　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、２ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

13　当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

（消費税相当額の加算）

14　第 23 条（利用料金の支払義務）及び第２５条（工事費の支払義務）の規定により料金表に定める料金及び工事に関する費用に関するについて支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

（料金等の臨時減免）

15　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１表　料金

第１　利用料金

１　適用

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>(1)ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス区域の設定</td><td>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの需要と供給の見込み等を考慮してビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス区域を設定します。</td></tr>
<tr><td>(2)映像用回線終端装置の加算額の適用</td><td>ア　当社は利用回線１回線ごとに１の映像用回線終端装置を提供します。
イ　映像用回線終端装置の利用料は、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用料に含みます。</td></tr>
<tr><td>(4)長期継続利用申出に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）についていずれかの申出があった場合には、料金表第２表（工事に関する料金）に規定するビジネスコミュファ光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。
なお、長期継続利用の申出を行った契約者は、申出た期間の変更をすることはできません。
<table>
<tr><th>区分</th><th>継続して利用する期間</th><th>ビジネスコミュファ光テレビ工事費の減額</th></tr>
<tr><td>選択利用期間１</td><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，０９５日目の日まで</td><td>１０，７００円
（１１，７７０円）</td></tr>
<tr><td>選択利用期間２</td><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，８２５日目の日まで</td><td>１５，７００円
（１７，２７０円）</td></tr>
</table>
イ　アの表の中央欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）にはビジネスコミュファ光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
ウ　長期継続利用期間の満了前に長期継続利用に係るビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。
<table>
<tr><th>区分</th><th>契約の解除があった期日</th><th>支払いを要する額</th></tr>
<tr><td>選択利用期間１</td><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む７３０日目の日までにビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合</td><td>１０，７００円
（１１，７７０円）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，０９５日目の日までにビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合</td><td>６，０００円
（６，６００円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選択利用期間２</td><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，０９５日目の日までにビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合</td><td>１５，７００円
（１７，２７０円）</td></tr>
<tr><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，４６０日目の日までにビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合</td><td>８，０００円
（８，８００円）</td></tr>
<tr><td>ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，８２５日目の日までにビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除があった場合</td><td>４，０００円
（４，４００円）</td></tr>
</table>
エ　本欄の申出については、１の利用回線につき１の申出に限ります。
</td></tr>
<tr><td>(5)定期継続利用契約期間に係る料金の適用（ステップ割）</td><td>
ア　当社は、ビジネスコミュファ光ネットサービス契約約款料金表第１表（料金）第１（利用料金）１（適用）(12)に定める定期継続利用契約期間に係る料金の適用（以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金の適用」といいます。）のアに規定する定期継続利用契約期間（以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。）を受けている契約者については、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金の適用のエに規定する更新回数（以下この欄において「更新回数」といいます。）に応じ、利用料金について、次表の右欄に定める利用料金の減額を適用します。
<table>
<tr><th>更新回数</th><th>利用料金の減額</th></tr>
<tr><td>０回</td><td>利用料金に０．０５を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>１回</td><td>利用料金に０．０７を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>２回</td><td>利用料金に０．１０を乗じて得た額</td></tr>
</table>
イ　当社は、アの規定により更新回数が２回となり光ネット定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、光ネット定期継続利用契約期間を満了した場合について、光ネット定期継続利用契約期間を満了した時点の利用料金の減額を光ネット定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。
ウ　光ネット定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用イ、ウ、オ、カ、ク、ケ及びコの定めによります。
</td></tr>
</table>

２　利用料金

料　金　種　別	料　金　額 （１契約ごとに月額）
ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス利用料	３６０円（３９６円）

第２表　工事に関する費用

第１　工事費

１　適用

工　事　費　の　適　用	
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るビジネスコミュファ光テレビ工事費、利用の一時中断（第 19 条（利用停止）の規定を含みます。以下同じとします。）の工事費及び撤去に係る工事費を合計して算定します。
(2)ビジネスコミュファ光テレビ工事費の適用	ビジネスコミュファ光テレビ工事費はビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの新規導入に関する開通工事について適用します。
(3)利用の一時中断の工事費の適用	ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの利用を一時中断する場合に適用します。
(4)撤去工事費の適用	ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービス契約の解除に伴い、当社が提供する利用回線等を廃止する工事について適用します。
(5)移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付に関する工事について適用します。
(6)工事費の減額適用	当社は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

２　工事費の額

工事の種類		単　位	工事費の額
ビジネスコミュファ光テレビ工事費		１利用回線ごとに	３４，５００円 （３７，９５０円）
利用の一時中断の工事費		１利用回線ごとに	５，０００円 （５，５００円）
撤去工事費	映像用回線終端装置撤去の場合	１利用回線ごとに	１７，０００円 （１８，７００円）
	上記以外	１利用回線ごとに	１２，０００円 （１３，２００円）
備考 利用の一時中断の工事費は再利用の場合、請求しません。			

附　　則

附則

（実施期日）

この約款は、２０１５年２月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正約款は、２０１７年４月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正約款は、２０２０年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

この改正約款は、２０２１年３月１日から実施します。

附則

（実施期日）

１　この改正約款は、２０２６年１０月１日から実施します。

（工事費に関する経過措置）

２　２０２６年９月３０日までに、ビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの申込をしたときは、料金表第２表（工事に関する料金）第１（工事費）２（工事費の額）に定める工事費の額に代えて、次表に定める額を適用します。

工事の種類	単　位	工事費の額
ビジネスコミュファ光テレビ工事費	１利用回線ごとに	１８，７００円 （２０，５７０円）
備考 利用の一時中断の工事費は再利用の場合、請求しません。		

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったビジネスコミュファ光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします